

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、原告が、その所有する土地（以下「本件土地」という。）に係る平成 5 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税及び都市計画税（以下、併せて「固定資産税等」という。）について、被告担当職員らが本件土地を過大に評価した違法により、固定資産税等を過剰に納付させられたと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1 条 1 項に基づき、別紙 2「過大徴収税額」欄記載の各金員（平成 5 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税等の過納付相当額）の合計 1 4 4 8 万 4 5 9 9 円及びこれらに対する過納付が生じた各年度の最終の納期限の翌日である同別紙「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまでそれぞれ民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠（特に明記しない限り、枝番の表記は省略する。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者（A 5, 弁論の全趣旨）

原告は、地図の収集、解析及び提供等を業とする一般財団法人である。本件において、原告は、平成 5 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税等の各賦課処分について違法があったと主張するところ、後記 3 (1) イのとおり、固定資産税等の賦課期日は各年の 1 月 1 日であり、原告は、遅くとも平成 5 年 1 月 1 日には、本件土地（東京都目黒区◎×丁目×××番×の土地）

なお、以下では、東京都目黒区◎×丁目所在の土地については地番のみを摘示する。）を所有している。

被告は、その区域内に所在する本件土地について固定資産税等を課税した地方公共団体であり、目黒都税事務所長（以下「都税事務所長」という。）は被告の職員である。

(2) 本件土地の状況（A 1, 4, 14, 15, 19, 20, 25, 弁論の全趣旨）本件土地の状況は、別紙 3, 4 及び以下の説明のとおりである。

ア東側の状況

本件土地の東側のうち、南側に近い部分は×××番○の土地に沿接し、北側に近い部分は×××番△の土地に沿接し、×××番△の土地又は×××番○の土地のいずれにも沿接していない部分は×××番□□の土地に沿接している。すなわち、本件土地の東側は、北から順に×××番△の土地、×××番□□の土地、×××番○の土地に沿接している。なお、×××番△の土地及び×××番□□の土地は、いずれも目黒区の所有地である（以下、この二つの土地を併せて「本件東側区有地」という。）。

さらに、本件東側区有地の東側には、無番地の区道がある（以下、×××番△

の土地の一部、×××番□□の土地及び上記無番地の区道の一部を含んだ部分（別紙 4 の a 部分）を「本件 a 部分」といい、本件 a 部分より更に東側にあり、東隣の建物までの土地の部分（別紙 4 の b 部分）を「本件 b 部分」という。）。本件 b 部分は北から南に向かって上り坂となっており、南に行くに従って本件 a 部分との高低差が広がり、南部分の高低差は約 2 メートルとなっている。本件 a 部分と本件 b 部分の間には金網が設置されている。なお、本件東側区有地は、本件 b 部分までには及んでおらず、本件 a 部分の範囲にとどまっている。

イ西側の状況

本件土地の西側は、山手通りに沿接している。

ウ南側の状況

本件土地の南側は目黒区が所有する×××番◇◇の土地（以下「本件南側区有地」という。）に沿接しており、更に本件南側区有地の南側は国が所有する×××番◎の土地及び×××番○の土地（以下、この二つの土地を併せて「本件南側国有地」という。）に沿接している。

エ北側の状況

本件土地の北側は、区道に沿接している。

オ土地の状況の変化について

上記のような本件土地の状況は、平成 5 年 1 月 1 日から現在まで、変化はない。

（3）本件土地に係る固定資産税等に関する事実経過

ア平成 5 年度分の固定資産税等の賦課について（弁論の全趣旨）

被告知事は、平成 5 年度分の固定資産税等について、本件土地は、東側を本件東側区有地、西側を山手通り、南側を本件南側区有地、北側を区道に沿接し、正面路線は山手通りであるとした上で、本件土地は別紙 5 の「三方において路線に接する画地」（以下「三方路線地」という。なお、「路線」とは、「路線価」が付された「道路」のことである。）に該当するとして価格を決定し、それに基づいて、都税事務所長は賦課決定をした。原告は、賦課決定された固定資産税等を遅くとも最終の納期限までに納付した。

イ平成 6 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税等の賦課について（弁論の全趣旨）被告知事は、平成 6 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税等について、本件土地の南側に沿接する土地を、本件南側区有地から玉川通りに変更し、正面路線は玉川通りであるとした上で、本件土地は別紙 5 の「四方において路線に接する画地」（以下「四方路線地」という。）に該当するとして価格を決定し、それに基づいて、都税事務所長は賦課決定をした。原告は、賦課決定された固定資産税等を遅くとも各年度の最終の納期限までに納付した。

ウ原告による審査申出及び価格等の修正等（A 3、弁論の全趣旨）

原告は、平成 24 年 6 月 29 日頃、東京都固定資産評価審査委員会に対し、本

件土地の平成 24 年度の固定資産課税台帳に登録された価格について、高低差のある玉川通りではなく山手通りを正面路線として価格を決定するのが妥当である旨の理由で、審査申出（以下「本件審査申出」という。）をした。

その後、調査を経て、都税事務所長は、平成 24 年 8 月 31 日付けで、本件土地の平成 24 年度分の価格等を修正した。すなわち、「従来、申出地（本件土地）は玉川通りを正面路線として評価していたが、調査の結果、玉川通りに面していないことが判明したため、山手通り側を正面路線として評価する。」との理由で、価格等を修正した。

また、都税事務所長は、平成 24 年 10 月 31 日付けで、上記理由と同じ理由で、本件土地の平成 20 年度分から平成 23 年度分の価格等を修正した。

そして、被告は、平成 24 年 12 月 21 日、上記の価格等の修正により、原告に対して、平成 20 年度分から平成 23 年度分までの固定資産税等について、対応する還付金及び還付加算金を支払った。

（４）本件訴えの提起（当裁判所に顕著な事実）

原告は、平成 27 年 2 月 17 日、平成 5 年度分から平成 19 年度分までの固定資産税等の過納付相当額等の支払を求めて、本件訴えを提起した。

3 関係法令の定め等

（１）固定資産税等の賦課徴収手続の概要

ア総論

固定資産税等は、市町村が課することができる市町村税の一種である。

被告は、特別区に存する区域において普通税として固定資産税、目的税として都市計画税を課することができるものとされ、「都」は「市」とみなされる（地方税法（以下「法」という。）734条、735条、5条2項2号、同条6項1号）。被告は、法3条に基づき、固定資産税等の税目、課税標準、税率その他賦課徴収について必要な事項を定めるため、東京都都税条例（以下「都税条例」という。）を制定し、都税として固定資産税等を課すものとしている（都税条例3条3項2号、同条4項2号）。

被告が課税する固定資産税の課税客体は、特別区に所在する固定資産であり、原則として賦課期日現在における固定資産の所有者に課することとされている

（法342条1項、343条1項、都税条例118条）。被告が課税する都市計画税の課税客体は、都市計画区域として指定されたもののうち一定の区域内に所在する土地及び家屋であり、賦課期日現在における当該土地又は家屋の所有者に課することとされている（法702条1項、都税条例188条の26）。固定資産税の課税標準は、土地の基準年度（昭和33年度から起算して3の倍数の年度を経過したごとの年度）に係る賦課期日における価格（適正な時価）で土地課税台帳等に登録されたものとされる（法349条1項、341条5号、

同条 6 号、都税条例 118 条 1 項)。都市計画税の課税標準は、固定資産税の課税標準となるべき価格と同一である(法 702 条 2 項、都税条例 188 条の 26)。

イ 賦課徴収手続

(ア) 固定資産税

a 総務大臣の職務に関する定め

総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない(法 388 条 1 項)。

b 市町村長の職務に関する定め

市町村長は、原則として、総務大臣が定める固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない(法 403 条 1 項)。

c 市町村の職員の職務に関する定め

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない(法 403 条 2 項)。

d 固定資産評価員等の職務に関する定め

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う固定資産の価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するものとされ(法 404 条 1 項)、被告においても、前記のとおり「市」とみなされることから、固定資産評価員が選任されている(都税条例 138 条)。

市町村長は、固定資産評価員に、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも 1 回実地に調査させなければならないこととされ(以下「実地調査」という。法 408 条)、固定資産評価員は、実地調査の結果に基づいて土地又は家屋の評価をしなければならず、3 年の基準年度ごとに評価の見直しが行われる(法 409 条)。

e 固定資産の価格決定

市町村長は、上記実地調査の結果も踏まえ、固定資産の価格を決定し、直ちに固定資産課税台帳に登録しなければならない(法 410 条 1 項、411 条 1 項)。

f 固定資産税の賦課徴収

被告における固定資産税の賦課、徴収に関する事務は、原則として、被告知事から納税地所管の都税事務所長等に委任されており(都税条例 4 条の 3)、都税事務所長が、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格を課税標準とし、税額を計算した上で賦課決定をし、納税者に対して課税明細書を交付し、納税通知書を交付して徴収する(法 1 条 1 項 7 号、364 条、都税条例 5 条)。

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日であり（法359条）、納期は、原則として4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定めるものとされ（法362条1項）、東京都においては、第1期が6月1日から同月30日まで、第2期が9月1日から同月30日まで、第3期が12月1日から同月27日まで、第4期が2月1日から同月末日までと定められている（都税条例129条1項）。

（イ）都市計画税

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとされている（法702条の8第1項、都税条例188条の30）。

都市計画税の賦課期日及び納期については、固定資産税と同様の定めがある（法702条の6、702条の7、都税条例188条の29）。

（ウ）縦覧制度

市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳等に登録された価格と当該土地が所在する市町村内の他の土地の価格とを比較することができるよう、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿（土地課税台帳等に登録された土地の所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない（法415条1項、416条1項。なお、平成12年法律第143号による改正前の法には、同様の定めはない。）。

ウ土地の評価方法

（ア）概要

固定資産税等の課税客体である土地の評価方法は、まず、〔1〕道路法3条に規定する道路について、主要な街路に沿接する標準宅地の単位地積あたりの適正な時価等に基づき、路線価（＝評点数）を付設する。次に、〔2〕路線価が付された道路（路線）との沿接状況に従い、適切な画地計算法（別紙5参照）を適用し、土地に評点数を付設する。そして、〔3〕土地に付設した評点数に評点1点当たりの価額を乗じて、評価額を算出する。土地の評価方法については、以下（イ）及び（ウ）のとおり定めがある。

（イ）固定資産評価基準の定め（A2、弁論の全趣旨）

土地の評価に関し、法388条1項に基づいて定められた固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号。以下「本件評価基準」という。）には、別紙6のとおり定めがある。なお、本件土地は、「主として市街地的形態を形成する地域における宅地」であり、「市街地宅地評価法」によって評

点数を付設することとされる。

(ウ) 「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」の定め

a 昭和 63 年の取扱要領 (B 38)

被告において、昭和 63 年に、路線価の付設に関し、本件評価基準に基づいて定められた「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和 63 年 3 月 31 日 62 主資一第 209 号)においては、「路線価を付設すべき街路は、国道、都道、区道の外、原則として私道も含む。ただし、私道のうちで行き止り私道及び私道の全部又は一部を非課税とされていない部分のあるものは、その街路に路線価を付設しない。」との定めがあった。

b 平成 21 年の改正前の取扱要領 (B 28 ないし 32)

「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」のうち、平成 6 年 3 月 31 日 5 主資評第 200 号、平成 9 年 3 月 31 日 8 主資評第 333 号、平成 12 年 3 月 31 日 11 主資評第 160 号、平成 15 年 3 月 31 日 14 主資評第 158 号及び平成 18 年 3 月 31 日 17 主資評第 212 号(以下、合わせて「改正前取扱要領」という。)においては、路線価付設の対象となる道路等について、「(1) 道路法第 3 条に規定する道路(高速自動車国道を除く。)及び建築基準法第 42 条各項に規定されている道路」との定めがあった。

c 平成 21 年の改正後の取扱要領 (B 33)

「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」のうち、平成 21 年 3 月 31 日 20 主資評第 313 号(以下「改正後取扱要領」という。)においては、路線価付設の対象となる道路等について、「(1) 路線価は、客観的に道路と認められる形態を有する以下のものに付設する。」「ア道路法第 3 条に規定する道路(高速自動車国道を除く。)及び建築基準法第 42 条各項に規定されている道路」との定めがあった(以下、「客観的に道路と認められる形態を有する」との文言を「本件限定文言」といい、本件限定文言が加えられた旨の取扱要領の改正を「本件改正」という。)

(2) 道路法の定め

道路法には、道路について、以下のとおりの定めがある。

ア 2 条(用語の定義)

第 1 項 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

イ 3 条(道路の種類)

道路の種類は、次に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二一般国道

三都道府県道

四市町村道

ウ 4 条 (私権の制限)

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

エ 2 8 条 (道路台帳)

第 1 項道路管理者は、その管理する道路の台帳 (以下本条において「道路台帳」という。) を調製し、これを保管しなければならない。

オ 3 2 条 (道路の占用の許可)

第 1 項道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三鉄道、軌道その他これらに類する施設

四歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六露店、商品置場その他これらに類する施設

七前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

カ 4 3 条 (道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

キ 4 4 条の 2 (違法放置等物件に対する措置)

第 1 項道路管理者は、第 4 3 条第 2 号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件 (以下この条において「違法放置等物件」という。) が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件土地の南側が玉川通りに沿接するとして本件土地を評価したことの違法性 (争点 1)

【原告の主張】

本件土地の南側は、玉川通りの路面下約 9 メートルで、かつ、当該路面から水平距離にして約 17 メートルも離れており、その間に、玉川通りの法面 (高さ約 3 メートルの真壁部分まで) と目黒区の「みどり公園課」が管理する本件南側区有地が介在しており、本件土地は、社会通念上、玉川通りを利用することができる状況にはない。このような状況にある本件土地については、玉川通りに沿接していないというべきである。

【被告の反論】

本件南側区有地及び本件南側国有地は、上方の玉川通りと下方の山手通りが立体交差する角地に存し、いずれも、一見して玉川通りの法面を構成しているものと判断できるから、本件土地は玉川通りに沿接していると評価することに違法はない。

(2) 本件土地の南側が玉川通りに沿接しているとして正面路線を玉川通りに変更した上で本件土地を評価したこと等に関する職務上の注意義務違反 (争点 2)

【原告の主張】

被告担当職員らは、原告に対して本件土地の固定資産税等を賦課するに当たり、法の定めるところにより、固定資産評価基準に従って適正に本件土地の評価額を決定し、同評価額に基づいて本件土地に係る固定資産税等の税額を定めるべき職務上の義務がある。

都税事務所長は、本件土地の南側の状況に何ら客観的な変化がないにもかかわらず、また、合理的な理由もなく、平成 6 年度に至って、突然本件土地の南側が玉川通りに沿接していることを前提として正面路線を玉川通りに変更した。さらに、その後も、公図等の地図によって、本件土地南側が玉川通りに沿接していないことを知り得るのみならず、通常実施する現地調査、すなわち、玉川通りや山手通り等の歩道からの目視程度の調査を行うことによって、玉川通りの法面及び法尻は真壁部分までであり、本件土地南側は玉川通りと沿接していないから、本件土地の正面路線は山手通りであることを極めて容易に知り得たのに、上記調査等を怠り、正面路線を玉川通りとして本件土地の評価額を算出し、漫然と賦課決定をしたのであるから、都税事務所長には、職務上の注意義務違反がある。

【被告の反論】

本件南側区有地及び本件南側国有地は、一見して玉川通りの法面を構成してい

るものと判断できるから、本件南側区有地に沿接する本件土地が玉川通りに沿接していると認識しても何ら不自然ではない。

確かに、平成 24 年 6 月 29 日付けで、原告から本件審査申出がなされ、調査したところ、本件土地が沿接する本件南側区有地には玉川通りの道路区域設定がなされていないことが判明した。

しかし、玉川通りの法面と一体のように見える本件南側区有地が道路区域に設定されていないことは、通常実施する調査（評価図での調査及び実地調査）では把握できない事柄であったから、都税事務所長が、本件土地は玉川通りに沿接していると認識したことについて、職務上の注意義務違反はない。

(3) 本件東側区有地に路線価を付設した上で本件土地を評価したことの違法性(争点3)

【原告の主張】

本件土地の東側は、本件東側区有地(×××番△の土地及び×××番□□の土地)と沿接しているところ、×××番△の土地は、昭和54年当時から地目が宅地であり、当該土地から分筆された×××番□□の土地の地目も宅地である。また、本件東側区有地の形態は、別紙3のとおり細長く、狭いものであり、現況としては、樹木が茂り、目黒区が占有許可していない町内会の物置小屋があり、区道として現在使用されている本件b部分との間には段差があることからして、「客観的に道路と認められる形態」を有してはいない。

したがって、本件東側区有地は、路線価を付設する対象ではない。

【被告の主張】

ア本件限定文言の解釈について

「客観的に道路と認められる形態を有する」(本件限定文言)とは、以下のように解すべきである。すなわち、道路が、物理的形態において、道路として開設されており、人の通行の用に供することが可能であればそれで足り、路面の舗装、車両の通行の可否、通り抜けの可否等は、市街地の道路本来の機能(アクセス機能、空間機能、防災機能)が損なわれるものでない限り、路線価付設対象としての適否の問題にはならない。また、道路の管理状態の不良は、それによって仮に通行上の支障があるとしても、その是正の難易を考慮すべきであり、単に動産が道路上に置かれているような、是正が容易な場合には、それが「客観的に道路と認められる形態」を失わせるものとして、路線価付設対象としての適格性を否定する事情とはならないものというべきである。

イ本件東側区有地の状況

本件a部分は、玉川通りの法尻で行き止まりとなっていて、北側には簡易物置が置かれているものの、本件a部分全体でみた場合には、その路面は舗装されており、最も狭い部分でも約1メートルの幅員があることから、客観的に道路と認

められる形態を有しているといえる。なお、現在区道として実際に使用されている本件b部分も、南側は石段に接続していて、車両による通り抜けはできないが、道路としての使用に支障を生じてはいない。

ウ小括

したがって、本件東側区有地は、通路が開設されていて人の通行の用に供することが可能であり、また、地上に置かれた簡易物置は容易に撤去が可能であって市街地の道路としての機能は損なわれていないから、全体を総合的に見て、「客観的に道路と認められる形態を有する」として路線価を付設したことに違法はない。

(4) 本件東側区有地に路線価を付設した上で本件土地を評価したこと等に関する職務上の注意義務違反(争点4)

【原告の主張】

都税事務所長は、土地登記簿や道路管理者である目黒区の手持ち資料及び通常実施する現地調査により、上記(3) **【原告の主張】**のとおりの本件土地東側の現況からして、本件東側区有地は「客観的に道路と認められる形態」を有しないものであり、路線価を付設する対象ではないことを極めて容易に知り得たのに、上記調査等を怠り、漫然と本件東側区有地に路線価を付設した上で本件土地の評価額を算出し、賦課決定をしたのであるから、被告担当職員らには、職務上の注意義務違反がある。

【被告の反論】

本件土地の固定資産税等の賦課処分に関し、平成5年度分から平成19年度分までについて適用された改正前取扱要領には、路線価の付設対象となる道路等について、「客観的に道路と認められる形態を有する」という文言(本件限定文言)は定められていなかった。本件東側区有地は、道路法上の道路であることは明らかであるから、都税事務所長が、改正前取扱要領に従って本件東側区有地について路線価を付設した上で本件土地の評価額を算出し、賦課決定をしたことについて、違法はなく、万が一違法であるとしても職務上の注意義務違反はない。

(5) 過失相殺(争点5)

【被告の主張】

各年度における課税状況については、原告に対し毎年度納税通知書及び課税明細書を送付し、課税明細書には本件土地の税額のほか評価額も記載されており、山手通りを正面路線とした場合の評価額とは異なることを知り得る状況であった。

また、平成15年度以降は、毎年の縦覧制度により、原告は、土地課税台帳等に登録された土地の所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る

価格を記載した帳簿を所管の都税事務所において閲覧することができ、区内の他の土地の価格との比較ができたのであり、名寄帳及び固定資産課税台帳も合わせて閲覧することにより、山手通りを正面路線とした場合の評価額とは異なることを知り得る状況であった。

実際に、原告は平成 24 年に本件審査申出をし、その申出書には玉川通りを正面路線として評価していることは誤りであり、山手通りを正面路線として評価すべきであるとして、原告が試算した評価額が記載されていた。

しかし、平成 24 年よりも前に、原告からの問合せや法に規定されている不服申立てがなされた事実はなく、原告は損害の拡大について過失があるというべきであるから、過失相殺がなされるべきである。

【原告の主張】

原告には過失はない。

原告の損害は、もっぱら被告側の故意に近い著しい不注意に起因して発生したものであり、原告側は損害の発生に何ら関与していない。また、損害の拡大についても、賦課課税方式がとられている固定資産税等の賦課処分における被告側の職務上の注意義務違反に起因するものであり、原告側には非難されるべき落ち度、不注意は全くない。

本件土地の評価額の算定の過程、根拠は明らかにされていないのであるから、本件土地の評価額等や、区内の他の土地の評価額との比較によっても、山手通りを正面路線とした場合の評価額と異なるか否かは直ちには判明しない。

したがって、原告が本件審査申出を行うまでの間、原告が知り得る情報等からは、被告に対し、問合せや不服申立てをすべき契機となるような事由は存在せず、損害の発生及び拡大について、原告に過失はない。

(6) 除斥期間 (争点 6)

【被告の主張】

国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から 20 年を過ぎると、除斥期間の経過により消滅する。

仮に原告の損害賠償請求権が成立するとしても、原告が本件訴訟を提起したのは平成 27 年 2 月 17 日であって、原告の損害賠償請求権は民法 724 条の規定に基づき、平成 7 年 2 月 18 日以降に発生したものに限られる。

本件土地に係る平成 5 年度の賦課決定は同年 5 月に、平成 6 年度の賦課決定は同年 5 月にそれぞれ行っているから、平成 5 年度分の損害賠償請求権は遅くとも平成 25 年 5 月末日に、平成 6 年度分の損害賠償請求権は遅くとも平成 26 年 5 月末日には、それぞれ除斥期間が経過し、消滅した。

【原告の主張】

原告の損害賠償請求権が除斥期間の経過により消滅したとの主張は争う。

不法行為に基づく損害賠償請求権につき除斥期間を定めたものと解されている民法 7 2 4 条後段は、著しく正義公平の理念に反するような場合は、その限度で当該後段の効果を制限することが条理にもかなうとされている。

平成 5, 6 年度分の課税処分にかかる損害は、被告担当職員らの故意に近い重大な過失により発生したものであること、賦課課税方式がとられている固定資産税等の賦課決定について、内部事情を知り得ない原告が、当該損害発生的事实を知ることができたのは、被告側から原告に対し、価格修正通知がなされた平成 2 4 年 9 月以降であること、その後、原告は合理的な期間内に本件訴訟を提起していること及び地方自治法に基づく地方公共団体の法令遵守義務は最も基本的な原則ないし指針であるとされていることなどからして、原告が保護されず、その原因を作った被告が損害賠償義務を免れることは、著しく正義公平の理念に反する。

したがって、平成 5, 6 年度分の損害について、民法 7 2 4 条後段の効果は制限され、当該損害に係る損害賠償請求権は消滅していない。

(7) 原告の損害額 (争点 7)

【原告の主張】

上記 (1), (3) の【原告の主張】のとおり、本件土地南側は玉川通りに沿接しておらず、本件土地東側に沿接している本件東側区有地は路線価を付設する対象ではないから、本件土地は、その西側に沿接する山手通りを正面路線とし、その北側に沿接する区道を側方路線とする「角地」として、側方路線影響加算法を適用して本件土地の評点数を定め、それに基づいて固定資産評価額が決定されるべきである。

しかし、被告担当職員らは、本件土地について、平成 5 年度は、山手通りを正面路線とする三方路線地として、平成 6 年度から平成 1 9 年度は、玉川通りを正面路線とする四方路線地として、それぞれ固定資産税等を賦課し、原告はそれに基づいて、固定資産税等を支払った。

したがって、原告は、別紙 2 のとおり適正な課税額と既課税額との差額である過大徴収税額の合計 1 4 4 8 万 4 5 9 9 円の損害を被った。

【被告の認否】

原告が主張する適正な課税額と既課税額との差額である各年度の過大徴収税額が別紙 2 のとおりであることは認めるが、本件土地の賦課処分に関し、違法ないし職務上の注意義務違反はないから、損害は争う。

【当裁判所の判断】

1 争点 1 (本件土地の南側が玉川通りに沿接するとして本件土地を評価したことの違法性) について

本件南側区有地には玉川通りの道路区域設定がなされておらず、本件土地は玉川通りに沿接していない(A 3 及び弁論の全趣旨)。

したがって、本件土地の南側が玉川通りに沿接するとして本件土地を評価し、賦課処分をしたことは、処分として違法である。

2 争点 2 (本件土地の南側が玉川通りに沿接しているとして正面路線を玉川通りに変更した上で本件土地を評価したこと等に関する職務上の注意義務違反) について

(1) 上記 1 のとおり本件土地の南側が玉川通りに沿接するとして本件土地を評価して行った賦課処分は違法であり、その結果、少なくともこの限度で都税事務所長による固定資産税等の賦課徴収も過大なものとなる。しかしながら、そのことから直ちに職務上の注意義務に違反した違法行為との評価を受けるものではなく、被告担当職員が評価資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と認定、判断をしたと認め得るような事情のある限り、国賠法 1 条 1 項にいう違法があったものとの評価を受けると解するのが相当である(最高裁平成元年(オ)第 930 号, 同第 1093 号同 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決・民集 47 卷 4 号 2863 頁参照)。

(2) A 15 ないし 18, 26 ないし 28, B 5 及び弁論の全趣旨によれば、本件南側区有地の状況等は以下のとおりであったものと認められる。まず、本件南側国有地は、平成 5 年 1 月 1 日当時から、玉川通りから本件南側区有地の方向へ下る斜面となっており、土地の全体(約 190 平方メートル)に、法枠ブロックの舗装が施されていた。そして、本件南側国有地の、本件南側区有地側の断面は、高さ約 3 メートルのコンクリート製の真壁であり、地下鉄の換気口が設置されていた。

他方、本件南側区有地は平坦な地面であって、本件南側国有地に沿接する側には木が植えられており、明らかに本件南側国有地とは異なる形状、利用形態となっていた。そのため、現地で公図等の図面資料も参照しながら確認しさえすれば、このことは一目で明らかになるものとさえいえる。

なお、平成 5 年 1 月 1 日から現在までの間に、上記のとおりの本件南側区有地の客観的状況が変化したことを認めるに足りる証拠はない。

(3) そして、前提事実(3)ウのとおり、被告自身、本件審査申出を受けて、調査を経た後、本件土地が玉川通りに沿接していないことを理由として、本件土地の価格を修正している。この点につき、被告の主張によれば、原告から本件審査申出がなされ、被告において調査したところ、本件土地が沿接する本件南側区有地には玉川通りの道路区域設定がなされていないことが判明したとのことであり、平成 6 年度の賦課処分の段階で、その旨の調査さえしていれば、

本件土地が玉川通りに沿接していないことを容易に認識することができたものといえる。

したがって、告担当職員が、本件土地の南側が玉川通りに沿接するとして本件土地を評価し、賦課処分を行う際に、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と認定、判断したといわざるを得ない。

(4) これに対し、被告は、本件南側区有地及び本件南側国有地は、一見して玉川通りの法面を構成しているものと判断できるから、本件南側区有地に沿接する本件土地が玉川通りに沿接していると認識しても何ら不自然ではない旨反論する。

しかし、上記(2)のとおり、本件南側国有地の土地全体が法枠ブロックの舗装が施された斜面であるのに対し、本件南側区有地は木が植えられた平坦な地面であることからして、両土地の境は一見して明確であり、いずれもが玉川通りの法面を構成しているわけでもなく、両土地が一体として使用されているものではないことは容易に認識し得たといえる。

よって、被告の上記反論は採用できない。

3 争点3 (本件東側区有地に路線価を付設した上で本件土地を評価したことの違法性) について

(1) 本件東側区有地の状況等について

前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件東側区有地の状況等について、以下のような事実が認められる。

ア昭和54年当時から本件東側区有地の土地登記簿上の地目は宅地であり(A7, 21)、本件東側区有地について道路台帳が存在すると認めるに足りる証拠はない。

イしかしながら、遅くとも昭和55年頃には、本件東側区有地は、その東側の区道と合わせて、特別区道としての供用が開始されたようである(A11, 25, B2)。

ただし、本件b部分は北から南に向かって上り坂となっており、南に行くに従って本件a部分との高低差が広がり、南部分の高低差は約2メートルとなっている上、本件a部分と本件b部分の間には金網が設置されている(A19, 25)。そして、本件a部分の北側には町内会の物置が置かれているが、道路占有許可はなされておらず、本件a部分の南端は行き止まりとなっている(A19, 20, 調査嘱託の結果)。他方、本件b部分の北側には上記金網に沿って複数の自転車が駐輪されており、本件b部分の南端は石段となっていて車両の通り抜けはできないものの、徒歩による通行には供されている(A25, 26)。

ウ上記イのように、本件東側区有地は、その東側の区道と合わせて、特別区道としての供用が開始されたものの、遅くとも平成5年頃には、本件a部分と本件

b部分とでその利用形態に違いが生じており、そのような状況は現在に至るまで変わっていない。

そして、本件東側区有地は、本件b部分までには及んでおらず、本件a部分の範囲にとどまっている。

(2) 路線価の付設について

本件東側区有地の状況について以上のような事実が認められるところ、被告は、本件東側区有地も「道路法第3条に規定する道路」に当たるとして、路線価を付設する。

確かに、改正前取扱要領では「道路法第3条に規定する道路」に路線価を付設するとしていたものの、本件改正により、平成21年の改正後取扱要領には本件限定文言が付されている。その結果、改正前取扱要領には本件限定文言が付されていないので、改正前取扱要領が適用される平成5年度分から平成19年度分までの固定資産税等の賦課処分にあたっては、「客観的に道路と認められる形態を有する」か否かにかかわらず、「道路法第3条に規定する道路」でありさえすれば、路線価を付設すべきとも解される。

しかしながら、B34、35、37及び弁論の全趣旨によれば、本件改正の経緯は、以下のようなものであったと認められる。まず、私道について、非課税とする基準（課税事務提要）と路線価を付設する基準（評価事務取扱要領）との調整を図るために、本件限定文言が付加された。

他方、非課税私道（法348条2項5号）とするために求められる「道路以外の用に供されていないこと」、すなわち、「客観的に道路と認められる形態を有する」ことは、そもそも道路一般に求められる要素であって、公道については当然の前提であることから、「道路法第3条に規定する道路」等の公道についても本件限定文言が付加されたものである。

そして、被告としても、本件改正は、私道についての路線価付設に係る従前の取扱いを明確化するものであり、公道についての路線価付設について、従前の取扱いを変更するものではないと主張している。

したがって、公道については、本件改正の前後を通じて、本件限定文言の有無にかかわらず、「客観的に道路と認められる形態を有する」ことが路線価付設の前提となっていたものと理解される。そうであれば、平成5年度分から平成19年度分の固定資産税等の賦課処分については、本件限定文言のない改正前取扱要領が適用されるものの、「道路法第3条に規定する道路」のうち「客観的に道路と認められる形態を有する」ものについて路線価を付設すべきといえる。

(3) 本件東側区有地が「客観的に道路と認められる形態を有する」といえるかについて上記(1)で認定したとおり、本件a部分と本件b部分との間には金

網が設けられ、南部分で約 2 メートルの段差があるところ、本件b部分には複数の自転車が駐輪されているものの、人の通行は可能である一方、本件東側区有地を含む本件a部分の南端は行き止まりとなっており、本件a部分には道路法 3 条の道路での禁止行為とされている交通の妨げとなるような町内会の物置があり、しかも、占有許可がとられたような形跡は認められない。そのため、本件a部分が人の通行を想定しているとはいえない。

したがって、本件a部分が「客観的に道路と認められる形態を有する」ものとは認められない。

(4) 小括

以上によれば、被告担当職員らが、本件東側区有地に路線価を付設し、本件土地の評価をした上で行った賦課処分は違法である。

4 争点 4 (本件東側区有地に路線価を付設した上で本件土地を評価したこと等に関する職務上の注意義務違反) について

(1) 上記 3 のとおり本件東側区有地に路線価を付設し、本件土地の評価をした上で行った賦課処分は違法であり、その結果、この限度で都税事務所長による固定資産税等の賦課徴収も過大なものとなるが、そのことから直ちに職務上の注意義務に違反した違法行為との評価を受けるものではなく、被告担当職員が評価資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と認定、判断をしたと認め得るような事情のある限り、国賠法 1 条 1 項にいう違法があったものとの評価を受けると解するのが相当であることは、上記 2 (1) で検討したとおりである。

(2) そして、上記 3 (1) で認定した本件東側区有地の客観的状況については、平成 5 年 1 月 1 日以降変化があったと認めるに足りる証拠はなく、実地調査を行えば容易に認識し得たといえる。

他方、平成 5 年度分から平成 1 9 年度分までの賦課処分に際し、被告において、本件土地の実地調査を行った結果に基づいて、本件東側区有地について客観的に道路と認められる形態を有するかどうかの検討をしたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告担当職員らには、本件東側区有地について、客観的に道路と認められる形態を有しないのに、漫然と路線価を付設し、本件土地を評価した結果に基づき賦課処分をしたことにつき、職務上の注意義務違反があるといえる。

5 争点 5 (過失相殺) について

被告は、各年度における納税通知書及び課税明細書の記載や平成 1 5 年度以降の縦覧制度の利用により、原告は、本件土地の評価について、山手通りを正面

路線とした場合の評価額とは異なることを知り得る状況にあり、原告には損害の拡大について過失があるとして、過失相殺を主張する。

確かに、B 2 7 及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告に対し、平成 5 年度分から平成 1 9 年度分までの本件土地に係る固定資産税等の賦課処分に関し、課税明細書及び課税明細書の見方に関する書面を送付しており、少なくとも平成 1 5 年度分以降の課税明細書には、課税対象土地の所在地、地目、地積、価格、課税標準、税額が記載され、摘要欄に、減免の特例等の適用の有無が記載されるとともに、同時期の課税明細書の見方に関する書面には、負担水準の求め方、課税標準額の求め方、税額の求め方、減免制度の概要等が記載されていることが認められる。

また、関係法令の定め等及び弁論の全趣旨によれば、縦覧制度により閲覧することができる土地価格等縦覧帳簿には、本件土地の税額、評価額が記載されており、原告も閲覧できたものと認められる。

しかしながら、本件土地の評価額の算定は、上記第 2 の 3 (1) ウのと通りの過程を経て行われており、課税担当者ではない原告にとって、課税明細書及び課税明細書の見方に関する書面や土地価格等縦覧帳簿等の記載のみによって明らかになるとは到底いえない。また、固定資産税等については賦課課税方式が採用されており、被告には、土地の評価に係る調査等を行い、適正な賦課処分を行う義務があるところ、本件土地の南側が玉川通りに沿接するか否かや本件東側区有地に路線価を付設するか否かの判断は、納税者である原告の申告等に基づいて把握することが予定されている事情に基づくものではなく、もっぱら被告担当職員らが行う実地調査により判明する事情に基づくものである。そのため、本件土地の評価に係る違法な賦課処分が行われたことについて、原告に過失があるとはいえない。

したがって、被告の過失相殺の主張は採用できない。

6 争点 6 (除斥期間) について

(1) 被告の主張について

被告は、平成 5 年度分及び平成 6 年度分の本件土地に係る固定資産税等に関する国賠法に基づく損害賠償請求権は、除斥期間の経過により消滅した旨主張する。

公共団体の損害賠償の責任については、国賠法 1 条ないし 3 条によるほか、民法の規定によるところ(国賠法 4 条)、不法行為による損害賠償請求権が不法行為の時から 2 0 年を経過したときに消滅する旨の民法 7 2 4 条後段の規定は、損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である(最高裁昭和 5 9 年(オ)第 1 4 7 7 号平成元年 1 2 月 2 1 日第一小法廷判決・民集 4 3 卷 1 2 号 2 2 0 9 頁参照)。

そして、違法な賦課処分がされた場合、その納税通知書の到達により賦課処分の効力は発生するものの、その後、納税者が当該賦課処分に従って納付することで加害行為が終了するといえるので、その時点を除斥期間の起算点とすべきである。

前提事実(3)ア、イのとおり、原告は、平成5年度分については遅くとも最終納期限である平成6年2月28日、平成6年度分については遅くとも最終納期限である平成7年2月28日までにそれぞれ固定資産税等を納付したのであるから、除斥期間の起算点は、それぞれ、平成5年度分については平成6年2月28日、平成6年度分については平成7年2月28日と認められる。

したがって、本件土地の固定資産税等に係る損害賠償請求権は、平成5年度分については、起算日から20年の期間の末日である平成26年2月27日の経過により消滅した。

他方、前提事実(4)のとおり、原告は、平成6年度分についての除斥期間の経過前である平成27年2月17日に本件訴えを提起しているから、平成6年度分については消滅していない。

(2) 原告の主張について

なお、原告は、原告の損害は、被告担当職員らの重大な過失により発生したものであること、原告は賦課決定について内部事情を知ることができず、事情を知ってから合理的な期間内に本件訴訟を提起していること及び地方公共団体には法令遵守義務があることなどの諸事情を指摘し、本件において原告が保護されず、被告が損害賠償義務を免れることは著しく正義公平の理念に反するため、民法724条後段の効果が制限される旨主張する。

しかしながら、裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、当事者の主張がなくても、除斥期間の経過により平成5年度分の過納金に関する損害賠償請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、原告の主張は、主張自体失当であって採用の限りではない(上記最高裁平成元年判決参照)。

なお、仮に原告の主張が主張自体失当とはいえないとしても、本件において、民法724条後段の効果が制限されるとまでいうことはできない。

したがって、原告の主張は採用できない。

7 争点7 (原告の損害額) について

(1) 過納金相当額について

上記のとおり、平成5年度分ないし平成19年度分の賦課処分にあたり本件土地の評価を誤ったことにつき被告担当職員らに職務上の注意義務違反があるが、平成5年度分に係る損害賠償請求権については、上記6のとおり除斥期間の経過により消滅している。

したがって、原告に発生した過納金相当額の損害額は、別紙1の平成6年度分

から平成 19 年度分までの「過大徴収税額」欄記載の各金員の合計 1 4 4 2 万 7 9 2 1 円である。

(2) 遅延損害金

前提事実 (3) イのとおり、原告は、別紙 1 の平成 6 年度分から平成 19 年度分までの「過大徴収税額」欄記載の各金員について、それぞれ遅くとも最終納期限までには支払っているから、平成 6 年度分ないし平成 19 年度分までに対応する損害について、それぞれ遅くとも同別紙の「遅延損害金起算日」欄記載の各日から年 5 分の割合による遅延損害金が発生している。

(3) 小括

したがって、原告は、被告に対し、1 4 4 2 万 7 9 2 1 円及び別紙 1 の「課税年度」欄記載の各年度に対応する「過大徴収税額」欄記載の各金員に対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまでそれぞれ年 5 分の割合による遅延損害金の支払を請求することができる。

【結論】

以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法 6 1 条、6 4 条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第 3 3 部

裁判長裁判官原克也裁判官高橋祐子裁判官小久保珠美

(別紙 1)

(別紙 2)

(別紙 3)

(別紙 4)

(別紙 5) 別表第 3 画地計算法

(別紙 6) 固定資産評価基準 (昭和 3 8 年 1 2 月 2 5 日自治省告示第 1 5 8 号)

第 1 章土地

第 3 節宅地

一宅地の評価

宅地 (括弧内略) の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価額に乗じて各筆の宅地の価額を求める方法によるものとする。

二評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、市町村の宅地の状況に応じ、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については「市街地宅地評価法」によって、(中略)

付設するものとする。(中略)

(一) 「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設

1 「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設の順序

「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する主要な街路について路線価を付設し、これに比準して主要な街路以外の街路(以下「その他の街路」という。)の路線価を付設するものとする。

(3) 路線価を基礎とし、「画地計算法」(別表第3)を適用して、各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2 標準宅地の選定(略)

3 路線価の付設

路線価は、主要な街路及びその他の街路の別に、それぞれ、次により付設するものとする。

(1) 主要な街路について付設する路線価は、当該主要な街路に沿接する標準宅地の単位地積当たりの適正な時価に基づいて付設するものとする。この場合において、標準宅地が「画地計算法」を適用すべきものであるときは、当該標準宅地の沿接する主要な街路に付設する路線価は、当該標準宅地の適正な時価に基づき、仮りに当該標準宅地の位置に「画地計算法」を適用する必要がない宅地があるものとした場合における当該宅地の単位地積当たりの適正な時価を算出し、これに基づいて付設するものとする。

標準宅地の適正な時価は、次によって、宅地の売買実例価額から評定するものとする。(中略)

(2) その他の街路について付設する路線価は、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設するものとする。

4 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、「画地計算法」を適用して付設するものとする。

この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「画地計算法」の附表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。